

小松島市わくわく移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 小松島市は、徳島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、小松島市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、徳島県と共同して行うわくわく移住支援事業において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から小松島市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業にかかる実施要領（以下「県実施要領」という。），法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者（申請年度の4月1日時点の年齢が18歳未満であって、配偶者を除く。）1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)，(3)，(4)又は(5)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)，(イ)及び(ウ)の全てに該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号），山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる）。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月26日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 小松島市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している

こと。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他徳島県又は小松島市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人等であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- ④ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

申請者又は申請者の同一世帯の者が、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)、(ウ)の事項のいずれかに該当すること。

(ア) 当該補助金申請前に、小松島市が設置する移住に関する相談窓口で相談を行った記録があること。

(イ) 就業先(官公庁を除く)の事業所が徳島県内に所在し、転勤、出向、出張、研修等による就業先の変更ではなく、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している者で、当該就業先に移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 新たに小松島市内において法人の設立又は事業所の市内への移転又は個人事業の開業の届出を行った者であり、開業の届出を行った事業が公序良俗に反しておらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。

(5) 起業に関する要件

1年以内に徳島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降(地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、徳島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後の日付を記入)に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに申請しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書又はその写し(提示により本人確認できる書類)

(2) 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類、なお、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住を確認できる書類)

(3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名))が確認できるものに限る。

(4) 前各号に定めるものの他、市長が特に必要と認める書類

2 前項に加え、申請者が、日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものを提出しなければならない

ない。

- 3 前一项に加え、申請者が第3条(2)又は(3)の要件に基づき申請する場合は、就業証明書(様式第2号の1又は様式第2号の2)を提出しなければならない。
- 4 前一项に加え、申請者が第3条(5)の要件に基づき申請する場合は、徳島わくわく創業支援事業補助金交付決定通知書の写を提出しなければならない。
- 5 前一项に加え、申請者が第3条に定める対象者要件のうち、東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者である場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)を提出しなければならない。
- 6 前一项に加え、申請者が第3条に定める対象者要件のうち、東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主である場合は、開業届出済証明書、営業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等、移住元での就業地及び就業期間を確認できる書類を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(支援金の請求及び交付)

第6条 交付決定を受けた申請者は、補助金申請書(様式第5号)により、市長に請求しなければならない。

- 2 前項の規定による移住支援金の交付は、申請日から3か月以内に行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 移住支援金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月中に現況届(様式第6号)に住民票の写を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に加え、第3条(2)又は(3)の要件に基づき移住支援金を申請した者は、申請してから1年を経過した後に、就業証明書(様式第2の1号又は様式第2の2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 移住支援金の交付を受けた者が、勤務、転勤、出向、研修又はその他特別な事情により、一時的に市を1か月以上の長期にわたって転出する場合には、一時的転出報告書(様式第7号)を市長に提出し、長期転出について市長の了解を得なければならない。
- 4 徳島県及び小松島市は、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業に関する報告及び立入検査を求めることができる。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び小松島町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請があきらかになった場合
- (2) 小松島市から転出した場合

(3) 移住支援金の申請から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞職した場合

(4) 第3条(5)の交付決定を取り消された場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じた掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び小松島市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した小松島市から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 徳島県わくわく創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した小松島市から転出した場合

(3) 県内別市町村への転出について

移住支援金の交付を受けた者が、徳島県内の他の市町村に転出する場合には、返還対象から除外する。この場合、移住支援金受給者は、市長に対し、転出報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、徳島県と小松島市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。